(ⅱ) 宇佐神宮社叢

A 『天然記念物宇佐神宮社叢の保存管理についての指針』の策定

平成３年に発生した台風 19 号で社叢樹木に大規模な被害が生じた。これを受けて、平成３年度から同４年度にかけて、宇佐神宮と大分県教育庁文化課を中心に「天然記念物宇佐神宮社叢復旧指導委員会」を結成し、被害の大きかった５か所で植生調査を実施した。

調査の結果、イチイガシやアラカシといった高木が倒れたことにより、セイタカアワダチソウやクサイチゴといった極相林には生育しない草本類等の侵入するといった、イチイガシ群集の退行が確認された。

被害を受けた天然記念物に対する維持管理方策も記載された。以下に、その管理指針の抜粋を示す。

「(２) 区分ごとの社叢管理指針

A. 天然林

①原則として、人の立ち入りを禁止し、自然の推移に任せる。

②平成３年秋の台風の様に集中的な倒木が生じた場合には、直ちにその現状を把握し、できるだけ林内の植物を損傷しないようにして、可能な限り風倒木を林外に搬出するようにする。搬出できにくい場合には、幹を玉切り等にして現地に放置する。

③再生可能な樹については、台切り、根株処理、木起こし等を施し、できるだけ活性させるようにする。

④その他天然林回復への必要な措置を講ずるようにする。

⑤老木化した樹などが、強風等で倒れたものについては、林内のものは原則としてそのまま放置するものとする。建造物敷地や参道などに倒木した場合には、速やかに適切な処置をとるようにする。

⑥建造物近くで倒木を放置する場合には、シロアリの異常な発生が予期されるので、その観察に努め、シロアリの防御を十分に施すようにする。

⑦オカメザサなど、逸出した植物が林内に著しく繁殖した場合には、適宜、それを排除するようにして林相の維持管理に努める。

B, 人工林

①その維持管理方策は、原則として、天然林に準ずるものとする。

②必要に応じて用材として伐採する場合には、事前に関係省庁と協議し、現状変更についての必要な措置を講じた後、行うようにする。その場合、社叢の景観が著しく損傷しないように配慮する。

③社叢内の人工林については、長期的な計画を立て、できるだけ天然林へ復元させるようにする。

C. 社叢と建造物の関わり

①社叢の高木等の樹枝が建造物や参道に落ちかかる状態にあって、建造物等を損傷し、参拝者等に危害を及ぼすことが予期される場合には、事前に協議し、必要な手続きを経た後、適切に処置するようにする。

②社叢と接する建造物敷地内及び参道の植え込みについては、原則として社叢の回復を促進することを主旨とする。必要に応じて栽植する場合には、社叢を構成する樹種以外の樹種の栽植は行わないものとする。但し、現在栽植してある社叢構成樹種以外の樹については、協議して適切な処置を講ずるようにする。その場合、栽植された歴史的な由緒は尊重するものとする。

③建造物敷地や参道の落葉は、近接する社叢の林縁に掃きためたり、集めたりして、落ち葉が厚く堆積して林縁の林床植物の生育を阻害することのないようにする。

④落ち葉などを処理するため、林内や境内での焚火は厳禁するものとする。

⑤林内には、放棄されたゴミ等が常に無いよう意を用いるようにする。　」

B 『国指定天然記念物宇佐神宮社叢緊急調査報告書』の刊行

前述した管理指針が定められた後、自然の推移を見守りながら維持管理が続けられた。点検等により処置が必要と思われる樹木については、協議の後に現状変更許可等の手続きを行い、処置を行っていたが、樹木の処置の要否などは判断が難しく、協議や手続きに要する時間が増大する一方で、倒木や落枝、幹折れ等による建造物への被害が発生しており、適切かつ迅速な保存管理が困難な状況になっていた。加えて、社叢範囲へ竹の侵入が確認されており、イチイガシ林を保護するための方策の検討が必要となった。

そこで、宇佐市教育委員会が主体となり、平成 28 年度から同 29 年度にかけて「天然記念物宇佐神宮社叢調査指導委員会」を設立し、社叢樹木の植生調査・植物相調査・大径木調査・建造物や参道周辺の樹木調査等を実施した。

調査の結果、社叢のある小椋山の斜面では樹高 25 m以上のイチイガシ大径木が多く生育する一方で、前述の台風 19 号等で被害が生じた箇所では高木層のイチイガシが欠如しており、そのギャップはシイ・カシ二次林へ遷移してアカメガシワやタラノキ等の先駆的陽樹が生育していることや、竹林の浸入・拡大によるシイ・カシ二次林への遷移が原因と考えられるアカマツ林の減少、社叢周辺部におけるセイヨウタンポポ等の外来種の存在等が確認された。また、社殿や参道付近の大径木について、「ほとんど枯死」または「異常が明らかに認められる」樹木が 23 本確認された。

以上の結果を受けて、「宇佐神宮社叢」を保存・管理していくために、「宇佐神宮社叢を良好な状態で末永く後世に継承する」という理念とともに、「宇佐神宮を取り巻くイチイガシ群集の維持・保全」・「社叢と神社建造物及び参道との調和」という 2 つの基本方針を設定した。なお、理念と基本方針の全文は次ページ以降に掲載する。

台風で被災した箇所の比較(亀山神社西側斜面　左:平成 5 年、右:平成28年)

大径木調査

毎木調査

２．保存管理の理念と方針

過年度調査の結果や平成 28・29 年調査の結果を踏まえ、天然記念物「宇佐神宮社叢」の保存・管理を実施していくうえでの、理念を以下に示す。

【理念】
『宇佐神宮社叢を良好な状態で末永く後世に継承する』

宇佐神宮社叢は、常緑のカシ類では最も低地に成立し、宇佐地方に広く分布していた代表的な照葉樹林と考えられるイチイガシ群集を形成しており、宇佐地方の低標高地を代表する潜在自然植生がまとまってみられる場所である。また、宇佐神宮社叢内には、国宝である「宇佐神宮本殿」をはじめとする歴史的建造物が多数存在し、古くから神域として守られてきた。その建造物とともに歴史的な文化を醸成してきた宇佐神宮社叢も非常に価値が高いものといえる。

その他、宇佐神宮社叢を構成している主な樹木の大きさや個体数等をみても、社叢の規模の大きさと歴史の古さを感じることができ、森林の階層構造（高木層・亜高木層・低木層・草本層）も良く分化しており、それぞれの階層に特有の植物が生育し、宇佐神宮社叢はイチイガシ群集の特徴を全て備えた典型的な林であると考えられ、現在でも良好な状態を保っている。また、宇佐神宮社叢は市街地に隣接した場所にありながら、原生林に近い状態を維持している場所であり、昭和 52 年には国の天然記念物に指定されている。

そのため、宇佐神宮社叢を特徴づけるイチイガシ群集を良好な状態で末永く国民共有の財産として後世に継承していくことを理念とし、以下に保存・管理の基本方針を示す。

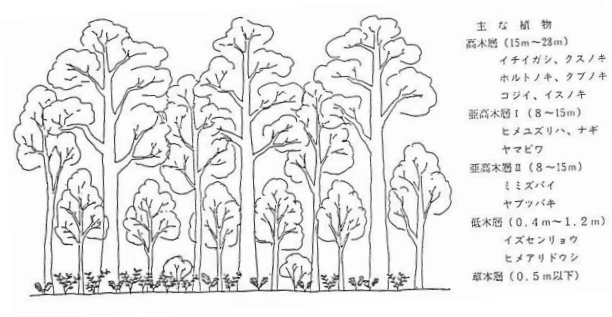

図 5.8　イチイガシ群集の階層構造概念図と主な植物

出典：天然記念物宇佐神宮社叢の保存管理についての指針（宇佐神宮：平成 5 年）

【方針】
『方針１．宇佐神宮を取り巻くイチイガシ群集の維持・保全』

『方針２．社叢と神社建造物及び参道との調和』

【方針１：宇佐神宮を取り巻くイチイガシ群集の維持・保全】

平成 28・29 年度の調査の結果、宇佐神宮社叢では、樹高 25m を超えるイチイガシ大径木が多数存在し、良好なイチイガシ群集が維持されていることが確認された。しかし、台風や大雨などによる風倒木が発生した箇所では、部分的にギャップが形成されたことにより、ミミズバイが優占する樹高 10m 程の亜高木林（シイ・カシの二次林）が形成されている。現状のシイ・カシ二次林では、イチイガシの亜高木・低木が確認されており、イチイガシ群集へ遷移していく途中段階であることが本調査の結果から推測されるため、継続的にモニタリング調査を実施し、シイ・カシ二次林がイチイガシ群集へ遷移していく課程を把握していくこととする。

また、台風や大雨などによる風倒木や腐朽等による倒伏が生じた場合には、倒木を適正に処理し、イチイガシ群集への回復を促進するために管理手法等を検討することで、宇佐神宮社叢全体としてイチイガシ群集の維持・保全に努めていくこととする。

以下に、保存管理方針や倒木等の管理方法、倒木等によって改変が生じた箇所のモニタリング調査方法等について示す。

（１）宇佐神宮社叢の保存管理について

１）管理区分

「宇佐神宮社叢」の指定地内には神社建造物や参道、菱形池や庭園などの園池等も含まれる。平成 28 年度に実施した植生調査（群落組成調査、現存植生図の作成）の結果、指定範囲内の植物群落は 6 群落・3 土地利用単位に区分された（本頁 55　図 4.2.1 現存植生図参照）。

したがって、宇佐神宮社叢の管理区分は、現存植生図に示された群落名等のうち、イチイガシ群集、シイ・カシ二次林の天然林及びスギ・ヒノキ植林の人工林を対象とし、指定地内でこれに該当しない池沼植生、水田雑草群落、植栽樹群地、開放水域の園池等については、管理方針の対象に含まない。また、植栽樹群地、市街地などの神社建造物及び参道周辺については【方針２】にて別途保存管理方針を示す。

２）区分ごとの管理方針

天然林（イチイガシ群集、シイ・カシ二次林）

① 原則、人の立ち入り禁止区域とし、参拝者等に注意喚起を行う。
② 林内は自然の推移にまかせ、現状変更等に係る行為は最小限にとどめる。ただし、保護意識の高揚を図るための教育・普及・啓発活動、又は調査等に係る活動はその限りではない。
③ 腐朽や老木化した樹木などが、強風等で倒れた場合は、林内のものは原則としてそのまま放置する。建造物敷地や参道などに倒伏した場合には、速やかに安全を確保し、適切な処置をとるようにする。
④ 竹や外来植物が林内に著しく繁殖した場合には、現状変更等の必要な措置を講じたうえで、適宜それを排除し、林相の維持管理に努める。

人工林（スギ・ヒノキ植林）

① 管理方針は、原則として、天然林に準ずる。
② 伐採する必要が生じた場合には、事前に協議し、現状変更等についての必要な措置を講じた後、行うようにする。その場合、社叢の景観が著しく損傷しないように配慮する。
③ 社叢内の人工林については、長期的な計画を立て、できるだけ天然林へ復元させるよう努める。

３）社叢内に存在する重要な植物の維持・保全

平成 28・29 年度の調査の結果、環境省レッドリストや大分県レッドデータブックに掲載されている重要種が 4 種確認された。4 種ともに樹林内の林床や林縁部を生育地としている種であり、現状の生育地を維持・保全していくとともに、確認箇所周辺で復旧工事など何らかの作業等が発生する場合は注意喚起を行う。

（２）社叢の早期回復のための倒木処理方法やイチイガシ幼樹の植栽等について

平成 3 年の台風 19 号によって発生した倒木については、社叢の荒廃を極力低減するために、樹林内で玉切や枝処理作業を行い、その後、搬出する形となっていた。また、イチイガシの幼樹を植栽することによって、風倒木が生じた箇所の植生は、現状はシイ・カシ林の二次林となっているが、イチイガシの低木が多数確認され、イチイガシ群集へ遷移していく途中段階であることが推測された。そのため、今後の倒木の処理方法や植栽方法について、上記の内容を参考に作業を実施することが、宇佐神宮社叢としてのイチイガシ群集の早期回復の手段の１つであると考える。

ただし、平成 28・29 年度の調査の結果、植栽した苗木・幼樹が確認されなかった箇所も見受けられたことから、イチイガシの幼樹を植栽することが、イチイガシ群集の早期回復の確実な手段であるのかは明らかではない。よって、イチイガシの幼樹を植栽することによるイチイガシ群集への回復傾向等を評価、検討することも重要であり、植栽以外の有効手段についても検討していく必要がある。以下に、被災後の早期回復方針を示す。

被災後の早期回復方針

① 平成 3 年秋の台風のように集中的な倒木が生じた場合には、直ちにその現状を把握し、できるだけ林内の植物を損傷しないようにして、可能な限り風倒木を林外に搬出するようにする。搬出が難しい場合には、幹を玉切り等にして現地に放置する。
② 再生可能な樹木については、台切り、根株処理、木起こし等を施し、できるだけ活着させるようにする。
③ その他天然林回復への必要な措置を講ずるようにする。
④ 早期回復の手段として効果は確認されていないが、イチイガシの更新が見込まれない場合は、本地域の遺伝子を持つ養苗苗木の植栽を検討する。また、植栽に必要な苗木は、宇佐神宮が地元などと協力して、苗を育てていくことも検討する。

（３）倒木等による植生の変遷を把握するためのモニタリング調査について

平成 3 年の台風 19 号によって発生した倒木跡地においては、その直後に植生調査を実施することで、現状の植生を把握していた。その後、約 20 年が経ち、同箇所で植生調査を実施したことで、イチイガシ群集へ遷移していく途中段階であることが推測された。

今後、倒木等が生じ、ギャップが形成された場合には、その後の遷移を把握するために、倒伏が生じた直後に植生調査を実施するとともに、10 年程度の期間を空けて同箇所のモニタリング調査を実施することとする。また、モニタリング調査によって得られた調査結果等は、経年変化の追跡調査資料として残す。さらに、植生の推移を見ながら必要に応じて整理し、植生復元について適切な措置を講じるための基礎資料とする。

また、過年度に実施されている植生調査地点（平成 28 年度群落調査地点 No.18、19、20、21、22（本頁 109　図 5.5 参照））についても、20 年程度の期間を空けてモニタリング調査を実施し、植生の変遷の把握に努めることとする。

（４）宇佐神宮社叢の現況を把握するためのモニタリング調査について

宇佐神宮社叢のイチイガシ群集を良好な状態で保全していくために、宇佐神宮内の植生を定期的に把握する必要がある。そのため、10 年程度の期間を空けてモニタリングを実施することとする。

調査箇所については、平成 28 年度に実施した群落組成組成調査地点（本頁 39　図 3.2 参照）のうち、イチイガシ群集（調査定点 No.2）、シイ・カシ二次林（アラカシ優占型）（調査定点 No.8）、シイ・カシ二次林（ミミズバイ優占型）（調査定点 No.20）、竹林（調査定点 No.6）、スギ・ヒノキ植林（調査定点 No.16）、水田雑草群落（調査定点 No.4）の 6 箇所を基本とし、状況に応じて適宜設定する。

（5）竹林の拡大抑制

現存植生図からもわかるとおり、宇佐神宮西側や北東で竹林が侵入・拡大していることが明らかとなった（図 5.9 参照）。特に宇佐神宮北東（頓宮南側）では、イチイガシ群集内に竹が侵入してきている状況が確認されるなど、イチイガシ群集の維持・保全のため、竹林の拡大抑制に努めることとする。そのためには、拡大を抑制するための管理体制を検討するとともに、定期的に状況把握に努めることで、今後の竹林拡大の抑制のための方針を定め、それにあわせた計画づくりを検討する。

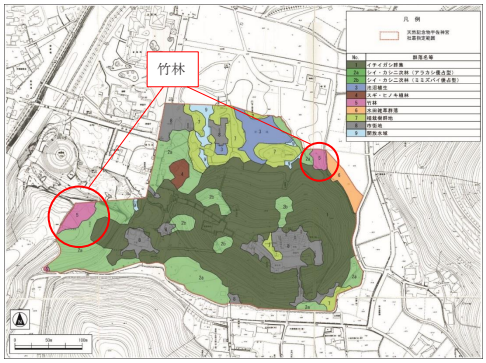

図 5.9　現存植生図による竹林確認位置

（6）外来植物の管理

平成 28・29 年度の調査の結果、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に該当する外来種が 7 科 14 種確認された。「緊急対策外来種」の確認はなかったが、セイタカアワダチソウやセイヨウタンポポなどの「重点対策外来種」が確認されており、確認箇所は天然記念物社叢指定範囲の辺縁部の道路脇や農耕地の周辺である。今後、宇佐神宮社叢内への侵入・拡大が懸念されるため、植生把握のためのモニタリングを実施する際に、外来種の状況を把握するとともに、宇佐神宮社叢内で「緊急対策外来種」が確認・定着が確認された場合は、適正に処理を行い、外来種の侵入・拡大の抑制に努めていくこととする。

また、外来種の駆除にあたっては、確認された種の開花時期や結実時期を考慮して実施する必要がある。

【方針２：社叢と神社建造物及び参道との調和】

平成 28・29 年度の調査の結果、宇佐神宮社叢は森林の階層構造（高木層・亜高木層・低木層・草本層）が良く分化し、それぞれの階層に特有の植物が生育した良好なイチイガシ群集を維持していることがわかった。しかし、神社建造物周辺（上宮、下宮、若宮神社、高倉、南大門、亀山神社の 6 箇所）において、枝葉が建造物に覆いかぶさる等の管理上支障となる樹木が 64 本確認され、参道周辺においても、人身に危害が及ぶ可能性がある樹木が 66 本確認された。宇佐神宮社叢を末永く後世に継承していくためには、イチイガシ群集を良好な状態で保全していくとともに、社叢に存在する神社建造物や参道も保存・管理していくことが必要であり、調査にて判明した神社建造物や参拝者に危害が及ぶ危険性の高い樹木やその枝については適切に処理を行う必要がある。

また、今後も日常的な点検や定期的な調査を実施し、危険防止対策を行うことで社叢と神社建造物及び参道との調和を図っていく。以下に、神社建造物及び参道周辺の樹木の保存管理方針について検討する。

（1）神社建造物及び参道周辺の管理方針について

① 樹木の倒伏や幹折れ、落枝など建造物や参道等に落ちる可能性があり、建造物等を損傷し、参拝者等に危害を及ぼすことが予見される場合には、文化庁担当調査官と事前に協議[注14]し、必要な手続きを経た後、適切に処置する。また、協議及び処置については、必要に応じて樹木医などの専門家に意見を聴取する。

② 社叢と接する建造物敷地内及び参道の植え込みの管理方針については、原則として、天然林に準じる。必要に応じて植栽する場合には、社叢を構成する樹種、かつ遺伝子汚染に配慮した個体を用いて実施するものとする。ただし、現在植栽してある社叢構成樹以外の樹木については、協議して適切な処置を講ずるようにする。その場合、植栽された歴史的な由緒は尊重するものとする。

③ 建造物敷地や参道の落ち葉は、近接する社叢の林縁に掃きためたり、集めたりして、落ち葉が厚く堆積して林縁の林床植物の生育を阻害することのないようにする。

④ 落ち葉などを処理するための林内や境内での焚火は厳禁とする。

⑤ 放棄されたゴミ等がないよう日常的に見回りや清掃を行う。

３．今後の課題

（1）今後、保存・管理が必要と考えられる宇佐神宮周辺の植生等について

御許山、正覚寺は宇佐神宮に関連する地域であり、御許山は宇佐神宮境内として宇佐神宮地区とあわせて国の史跡に指定されている。また、正覚寺も平成 4 年に刊行した保存管理計画の中で追加指定の検討が課題となっている場所である。これらの地域は、標高による植生タイプは異なるものの、現在も境内地に社叢林が残存しており、特に御許山ではアカガシーミヤマシキミ群集といった周辺地域では特徴的な群集を有した社叢林が残存している貴重な場所である。また、宇佐神宮に関連する地域は、神域として残されてきたものであると考えられ、今後は保存・管理に向けて、基礎調査を実施することが望ましく、その結果を踏まえ、追加指定なども検討が必要な場所であると考えられる。

（2）竹林の拡大抑制に伴う管理体制等について

現状の管理としては、竹の拡大抑制対策は行われておらず、平成 28 年度に宇佐市が大分県の補助を受け、竹林の伐採をおこなったのみである。また、拡大抑制対策は、竹の伐採やタケノコの除去を毎年行わなければならず、面積等も広大であるため、宇佐神宮が単独で実施するには負担が大きい。今後、継続して竹林の拡大抑制を行うためには、管理体制等について検討していく必要があり、地元の組織などの協力を得て、地域で継続して管理していく体制を構築していくことが望ましい。

（3）宇佐神宮内の建造物、参道に対する樹木の管理

調査の結果、宇佐神宮境内には、倒伏の可能性があると判断された樹木が多数確認されており、神社建造物や参道等への被害を避けるため、伐採や剪定等の対処を早急に進める必要がある。

また、大小の枝の落下や幹折れ、樹勢の衰退に留意する必要がある樹木も多数確認されており、神社建造物に覆い被さろうとしている樹木については、神社建造物の維持管理のため、適宜枝が切られている状況も確認されている。宇佐神宮社叢の維持管理のためにも、大径木調査や神社建造物・参道沿いの樹木調査の結果や検討した管理方針に従って、定期的な樹木の確認調査を実施し、その都度対処していくことが必要であると考えられる。

（4）イチイガシ幼樹の植栽に関する評価・検討について

平成 3 年の台風 19 号により被害を受けた跡地に、イチイガシの幼樹を植栽しているが、平成 28 年の調査において、植栽した苗木・幼樹が確認されなかった箇所が見受けられた。また、植栽後約 20 年が経過した後の調査であったため、植栽したイチイガシの幼樹が順調に生育していたかを判断することが困難であった。そのため、イチイガシの幼樹を植栽した際には、植栽後 3 年、5 年、10 年に植栽したイチイガシ幼樹の確認調査を行い、幼樹の成長等を把握し、植栽したことに関する評価・検討を行う必要がある。

（5）シカ、イノシシなどの哺乳類調査の検討

宇佐神宮の周辺では、平成 28・29 年の調査時にシカの鳴き声やイノシシの掘り起こし等が確認されており、今後、宇佐神宮社叢の植生に悪影響を及ぼす可能性が考えられる。そのため、宇佐神宮及びその周辺において哺乳類調査等を行い、実態の把握に努めることも検討する。また、調査内容は宇佐神宮社叢を良好な状態で保全していくための検討材料として活用できるものとする。

（6）まとめ

文化庁の補助事業として、天然記念物「宇佐神宮社叢」の調査を 2 年間実施した。調査の結果から上記の（1）から（5）の課題が明らかとなった。これらの課題に取り組むため、来年度より『史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画書（仮）』の策定事業に着手する。保存活用計画書の策定にあたっては、史跡や神社建造物、参道との調和、また地域住民の理解や協力を得ながら、永続性をもった保護活動を進めていくことが大切である。

C　絵図等からみる社叢の範囲

これまでの社叢の調査は、植物学的な観点から行われたものがほとんどである。しかし、本計画書では史跡と一体的な保存・活用を検討する必要があるため、ここでは宇佐神宮の歴史の中で鎮守の森がどのように捉えられてきたかも検討する。

本章に記載したように、宇佐神宮境内を描いた絵図や近代に撮影された古写真は多い。各時代の絵図に共通して、上宮周辺は樹木が常に繁茂する様子が描かれる。一方で、南参道から御炊川までの範囲 (以下、南参道以南) は、原野または樹木が疎らに描かれるのみである。菱形池から南参道までが小椋山 (亀山) の範囲 (＝鎮守の森の範囲) として認識されていたことを示している。下宮周辺では、東側は常に樹木がなく、北・西・南の三方向に森が描かれる。

昭和 9(1934) 年撮影の航空写真では南参道以南にも樹木が繁茂しており、現況に近い範囲まで森が広がったことがうかがえる。

絵図等による記載 (宇佐神宮社叢)

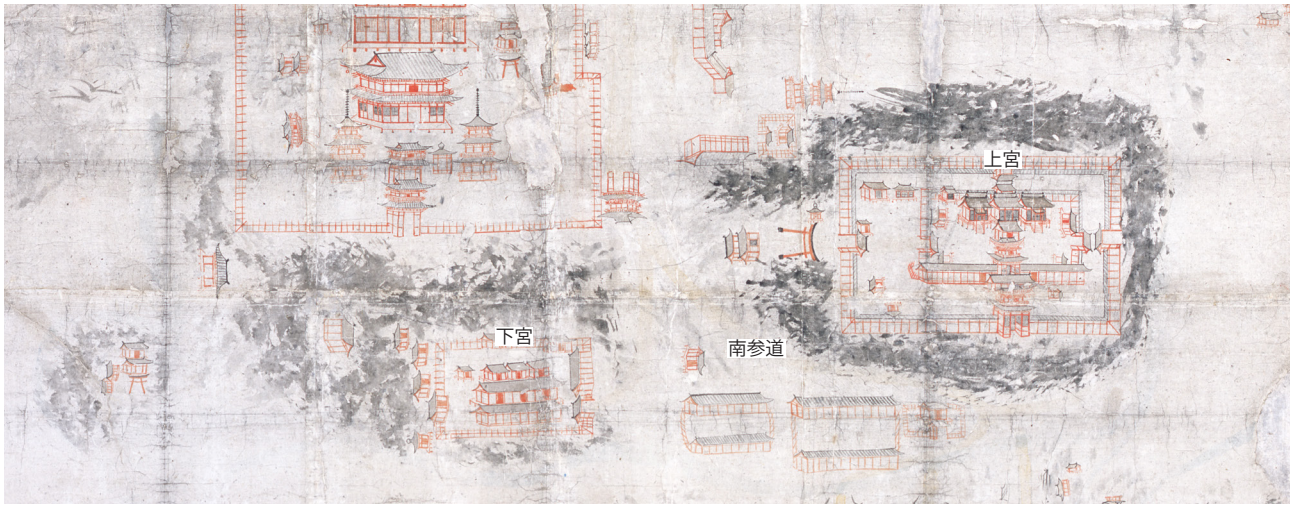

応永 24(1417) 年頃か　豊前国宇佐宮絵図　(国重文、宇佐神宮所蔵、上が北)

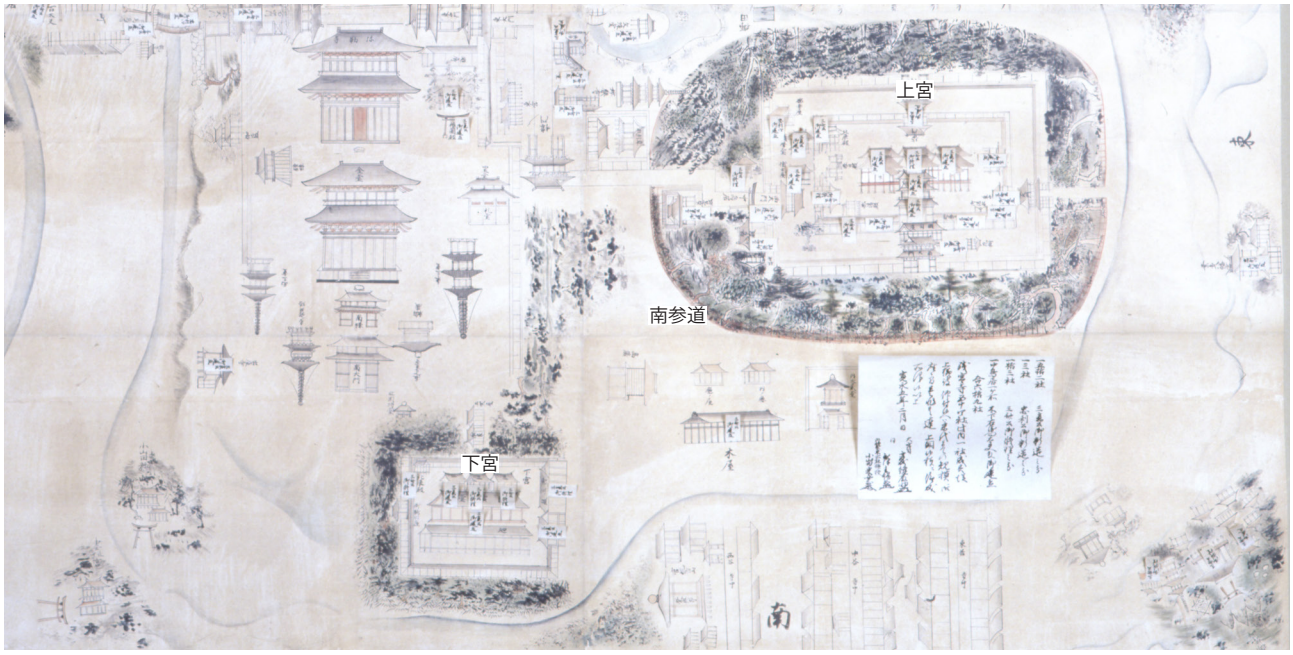

寛永 5(1628) 年　宇佐宮絵図　右：上宮・左：下宮 (永青文庫所蔵、上が北)

18 世紀第 3 四半期頃　宇佐宮境内図 (県有文、宇佐神宮所蔵、上が北)　南参道以南は木が疎らに描かれる

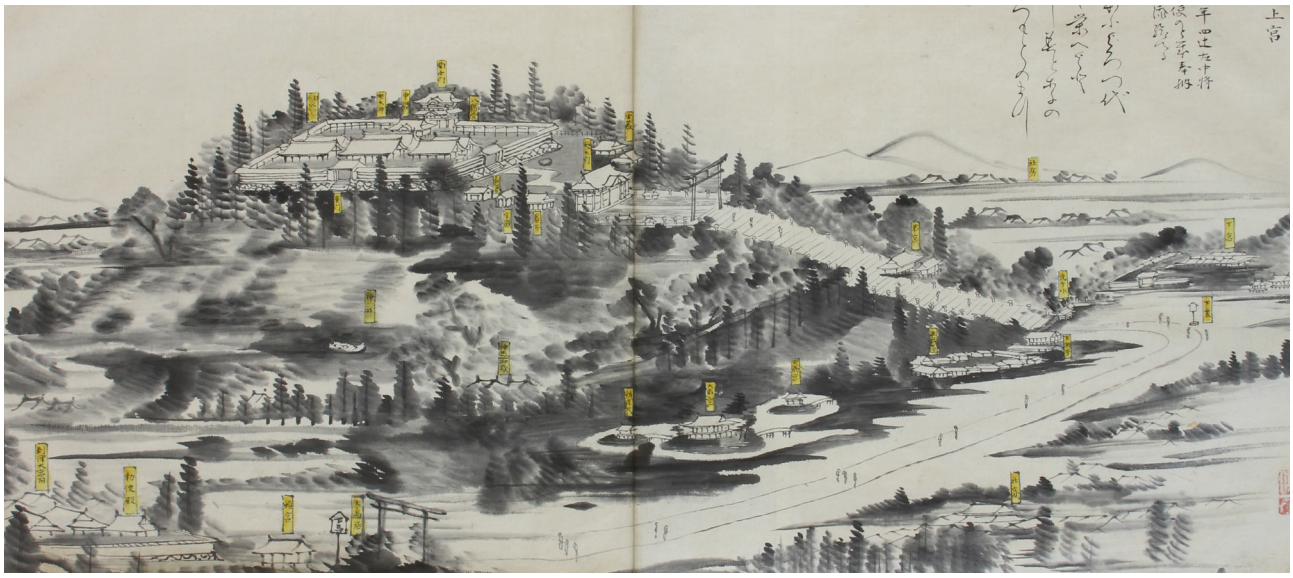

元治元 (1864) 年　蓑虫山人絵日記 (上)　其二上宮 (個人蔵)　社叢内の大木も描かれる

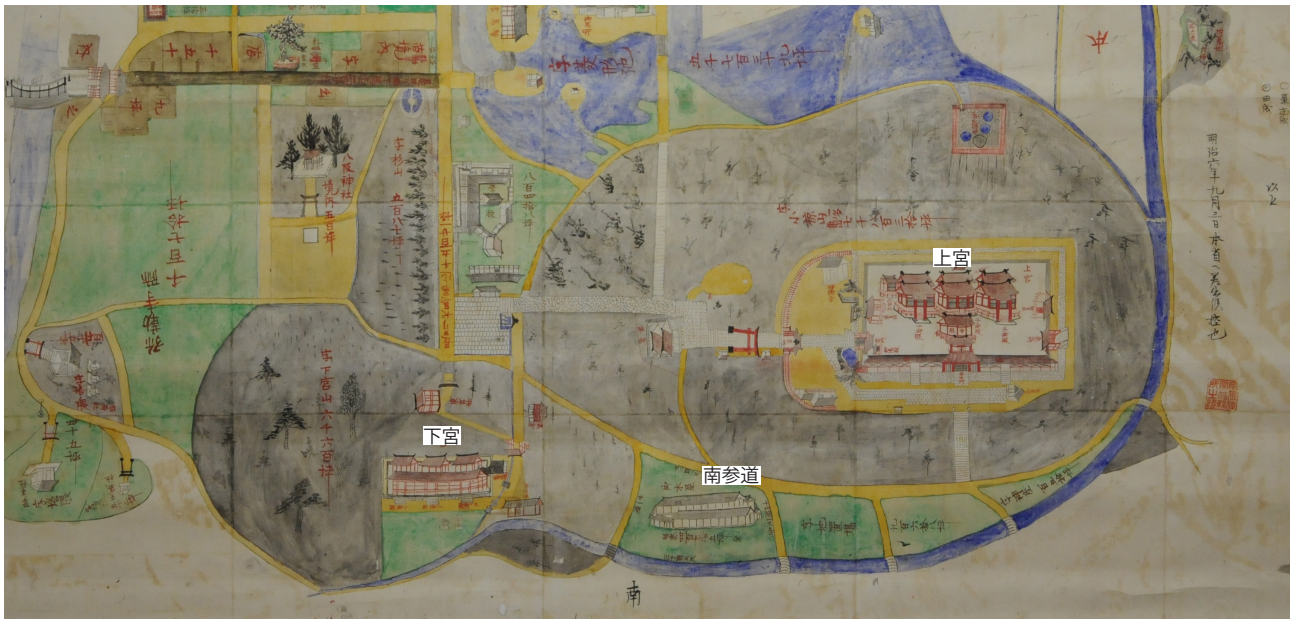

明治 6 (1873) 年　八幡大神宮境内図　社叢付近 (県有文、宇佐神宮所蔵、上が北)　南参道以南は原野として描かれる

明治 15(1873) 年　宇佐神宮境内見取図　社叢付近 (県有文、宇佐神宮所蔵、上が北)　南参道以南は描き方が異なる

明治 28(1895) 年頃か　宇佐神宮境内見取図 (県有文、宇佐神宮所蔵、上が北)

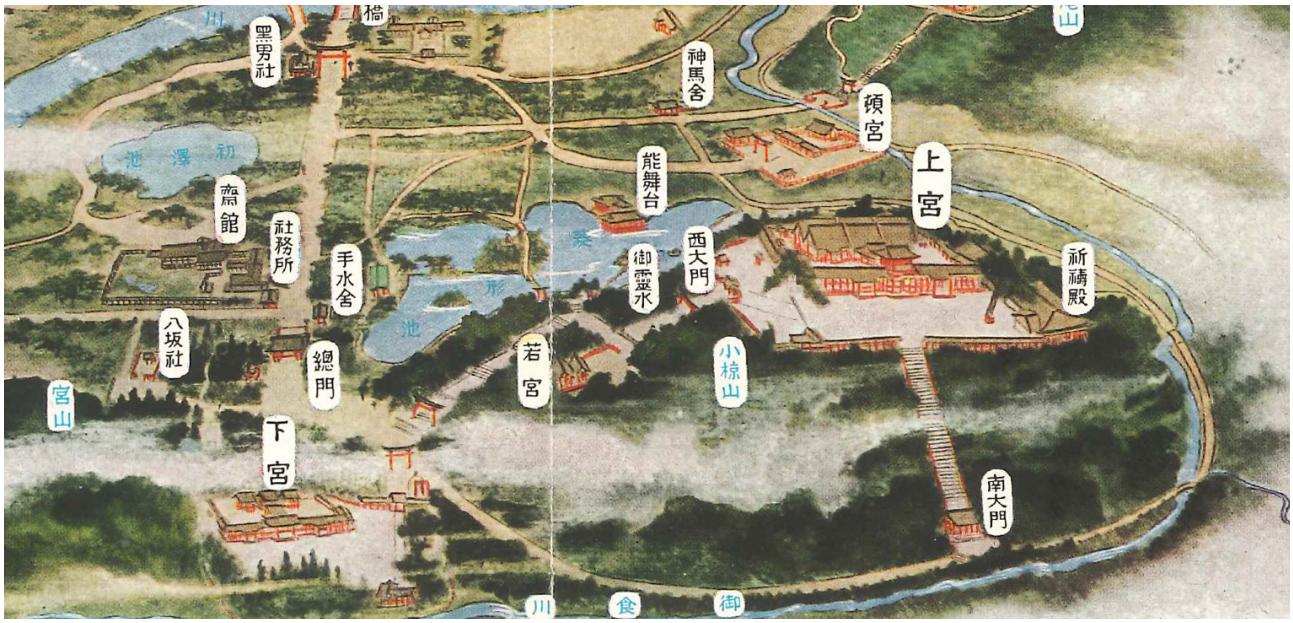

昭和 16(1941) 年頃　宇佐神宮境内の鳥瞰図　(『宇佐神宮昭和御造営』より、上が北)

昭和の大造営中の宇佐神宮境内 (昭和 9 年撮影、上が北、宇佐神宮所蔵)

宇佐神宮社叢　全景 (平成 28 年撮影　オルソ画像、S=1/3,000)

D　宇佐神宮社叢の植生

(a) 宇佐神宮社叢の意義

日本人は森林を神霊の鎮まるところとしてあがめ、鎮守の森を守ってきたので、由緒ある神社の境内には、原生林に近い状態の自然林が残っている。ここには太古からの生物が宿っているので、鎮守の森は遺伝子の宝庫、昔の自然を語る生き証人とも言われている。

宇佐神宮の社叢は、イチイガシやクスの高径木を主とした常緑広葉樹林であって、宇佐地方の気候の下で成長して、安定期に達した極相林である。昭和 52(1977) 年に「宇佐神宮社叢」として国指定天然記念物となった。常緑広葉樹の森は四季を問わず緑深い空間をつくりだしており、イチイガシの巨木に囲まれた参道は静寂な雰囲気に包まれている。

植物系の国指定天然記念物 248 件の内、イチイガシ林として指定を受けているのは「大村のイチイガシ天然林」(長崎県) と宇佐神宮社叢の 2 件のみである (国指定文化財等データベースより)。『日本の天然記念物 5　植物Ⅲ』(沼田 1984) によれば、「日本では人間と自然がうまく共存しており、その典型的な姿が社寺林」とある。

九州の神社の森を調べてみると、必ずと言ってよいほどナギ、イチイガシがある。このことについて、田川日出夫氏は、本節 A で紹介した『宇佐神宮社叢の保存管理についての指針』(以下、管理指針) の中で、「縄文時代の遺跡の貯蔵穴から多くの炭化したイチイガシの堅果 (どんぐり) が例外なく出土することから、縄文海進の頃には、九州にはイチイガシの森林が広がっていたのかもしれない。また、イチイガシの堅果は渋皮が渋くなく、どんぐり食のチャンピオンであった。採集食糧の代表であったイチイガシを杜に残す、或いは植えるということは極めて自然な行為であったのではないかと思われる」と述べている。また、ナギについては「ナギの果実は油を多く含み、神社では、この実から絞った油を灯油として利用していたという。(中略) 特に照葉樹林文化圏では油料作物がなく、どんぐりなどと同じように、木の実に頼らざるをえなかったであろう」と述べている。

このように利用されていたイチイガシやナギであるが、現在の九州では必ずしも多いとは言えない状態になっている。イチイガシの材は堅く、ひび割れしにくいので、農具や建築用材、車輪や舟の櫓などに利用されて少なくなったといわれている。また、イチイガシの巨木が育つ土地は、水に恵まれた肥沃な場所、谷が開ける扇状地の肥沃な土地であることが多い。このような場所は、田畑等の農耕地や住居地として最適であったので、早くから開発されてイチイガシの森は姿を消した。農耕地として不向きな場所などに、イチイガシの巨木が保護されて残っている。

応永 24(1417) 年頃に描かれた「豊前国宇佐宮絵図」を見ると、上宮が鎮座する小椋山 (標高 35 m) は、うっそうと茂る森に囲まれている。イチイガシは堅果で子孫を増やすため、森の広がりは遅いが定着性は強い。イチイガシの森である小椋山に宇佐神宮が鎮座したことで鎮守の森として残された。宇佐神宮社叢が天然記念物として保護されていることは、自然災害から復元する際の見本がそこに隠されているので意義深い。

イチイガシ群集 1

イチイガシ群集 2

(b) 宇佐神宮社叢の特徴

小椋山の山腹斜面の境内林は樹高約 30 mに達するイチイガシの高径木に被われている。昭和 54(1979) 年に須股博信氏が調査した結果の内、U-103 調査区を対象として、高木層・亜高木層・低木層・草本層の各階層の優占種を例示する。

階層		優占種	高さ	植被率
AP1	第 1 高木層	イチイガシ	H=30 m	C=80 %
AP2	第 2 高木層	ヒメユズリハ	H=16 m	C=70 %
AS	亜高木層	ミミズバイ	H=8 m	C=90 %
F	低木層	イズセンリョウ	H=0.9 m	C=50 %
H	草本層	ホソバカナワラビ	H=0.3 m	C=80 %

通常、森林の階層構造は 4 層の森が多いが、宇佐神宮社叢ではイチイガシの樹高が高いため、上記のように 5 層に分かれている。このような状況は、他の調査地点でも確認されており、以下に一例を記す。

(調査区 ：第 1 高木層・第 2 高木層・亜高木層・低木層・草本層)

U-103 ：イチイガシ・ヒメユズリハ・ミミズバイ・イズセンリョウ・ホソバカナワラビ分群集
U-104 ：イチイガシ・ヤマビワ・ミミズバイ・イズセンリョウ・ホソバカナワラビ分群集
U-110 ：イチイガシ・コジイ・ミミズバイ・イズセンリョウ・ホソバカナワラビ分群集

表 2-5-4 は須股氏が調査した 12 調査区・121 種を総合した組成表である。イチイガシ、クスノキ、ヤマビワ、ヒメユズリハ、ミミズバイ、ナギ、イズセンリョウ、センリョウ等の標徴種によって、イチイガシ群集の成立を認めることができる。

図 2-5-22 中の表は、宇佐神宮社叢の植生調査地における主要樹林の個体数を記載している。この表を見ると、北側斜面は南側斜面と比べて、ヤマビワ、ナギ、タブノキの個体数が多く、反対に南斜面ではコジイ、アラカシが多い。この傾向は下宮の西側の山腹から尾根へ向かうほど顕著であって、西側の山腹はコジイ群落、尾根はアカマツ群落が確認されていた。

アカマツは近年虫害により枯死したが、アカマツ群落標徴種のネジキ、サルトリイバラ、ヤマツツジ、コシダ等が残存している。また、近年は竹の侵入が問題になっており (図 2-5-23)、今後経過観察が必要と考えられる。

【参考文献】
沼田眞ほか編 1984『日本の天然記念物　5　植物Ⅲ』講談社
文化庁 『国指定文化財等データベース』 URL：http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index

宇佐神宮社叢の調査地点 (須股博信提供)

表 2-5-4　宇佐神宮のイチイガシ群集組成表 1 (須股 1979 より)

植物名	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	常在優占度
	調査地番号	U101	U102	U201	U103	U104	U105	U106	U107	U108	U109	U110	U111	総合
	傾斜方向	NW	N	N	N	N	E	E	SE	W	S	S	S	
	斜面	下	中	下	上	中	上	下	中	中	中	中	中	
	種数	44	58	61	52	39	63	46	53	54	48	47	43	
イチイガシ群集の標徴種※と常在種														
Cyclobalanopsis gilva Oerst.	※イチイガシ	4·4	5·5	3·3	5·5	5·5	3·3	4·4	5·5	5·5	5·5	4·4	4·4	X 7086
Cinnamomum camphora Sieb.	※クスノキ	2·2	+	1·1	2·2	1·1	+	+	2·2	2·2	1·2	3·3	2·3	X 1170
Meliosma rigida Sieb. et Zucc.	※ヤマビワ	1·1	2·2	+	1·1	3·3	+	3·3	2·2	+	+	+	1·1	X 1047
Elaeocarpus sylvestris Poir. var. *ellipticus* Hara	ホルトノキ	+	2·2	1·1	1·1	2·2	2·2	2·2	1·1	+	+	1·1	2·2	X 899
Daphniphyllum teijsmannii Zoll.	※ヒメユズリハ	1·1	1·1	+	1·1	2·2	2·2	2·2	1·1	1·1	1·1		+	IX 688
Symplocos glauca Koidz.	※ミミズバイ	3·3	3·3	3·3	2·2	3·3	2·2	3·3	3·3	3·3	3·3	3·3	3·3	X 4110
Podocarpus nagi Zoll. *et* Mor.	※ナギ	+	+	+	2·2	2·2	1·1	2·2	1·1				+	VIII 524
Maesa japonica Mor.	※イズセンリョウ	3·3	2·3	3·3	3·3	3·3	2·2	1·1	2·2	2·2	3·3	1·1	2·2	X 2377
Chroranthus glaber Thunb.	※センリョウ		1·1	+	+		+	1·1	1·2			1·1	1·1	VII 213
Rumohra aristata Ching	ホソバカナワラビ	2·3	3·3	4·4	3·4	2·3	2·2	3·3	2·3	2·2	2·2	3·3	4·4	X 2292
Desmodium laxum DC.	オオヌスビトハギ	1·1	1·1	1·1			1·1	1·1	1·1	1·1	1·1	1·1	1·1	IX 420
podocarpus macrophyllus Lamb.	イヌマキ	+	+		+			+	+	+	+	+	1·1	VIII 50
スダシイ群団の標徴種※と常在種														
Camellia japonica L.	※ヤブツバキ	1·1	+	1·1	2·2	2·2	2·2	2·2		2·2	2·3	1·1	1·1	IX 1043
Aucuba japonica Thunb.	※アオキ	1·2	1·1	1·1	1·1	1·1	1·1	1·1	+	1·1	+	+		X 339
Trachelospermum asiaticum Nakai	※テイカカズラ	+	1·1	1·1	1·1	1·1	1·1	1·1	+	+	1·1	2·2	1·1	X 485
Cyclobalanopsis glauca Oerst.	アラカシ	+	+	1·1	+	1·1	1·1	1·2	2·2	2·2	2·2	3·3	2·2	IX 1024
Machilus thunbergii Sieb. et Zucc.	※タブノキ	2·2	1·1		2·2	+	1·1	+	+		+	+		VIII 379
Cleyera japonica Thunb.	※サカキ	+	+	+	+	1·1	+	+		+	+	+	+	IX 52
Ophiopogon ohwii OKuyama	※ナガバジャノヒゲ	+	+	1·1	+		+	+	1·1	1·1	+	+	+	IX 132
Eurya japonica Thunb.	※ヒサカキ			+	+	+	+	+	+	+	+		+	VIII 9
Ligustrum japonicum Thunb.	※ネズミモチ		+		+	+	+		+	+	+	+	+	VIII 9
Cinnamomum japonicum Sieb.	※ヤブニッケイ	+			+		+	+	+	+	+	+	+	VIII 9
Liriope platyphylla Wang et Jang	※ヤブラン	+	1·1	1·1		+	+	+	+		+	1·1	+	VIII 131
Symplocos lucida Sieb. et Zucc.	クロキ	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	X 12
Fatsia japonica Decne. et Planch.	ヤツデ	+	+	+	+	+	+		+	+	+		+	IX 10
Shiia cuspidata Mak.	コジイ	+	+	+	+					+	1·1	2·2	2·2	VII 339
Damnacanthus indicus Gaertn. fil.	アリドウシ	2·2	1·2	2·3	2·2	2·2	2·2	2·2	2·2	2·2	2·2	2·2	3·3	X 1815
Neolitsea sericea Koidz.	シロダモ		+	+	+	+	+				+	+	+	VII 8
Actinodaphne lancifolia Meisn.	カゴノキ	2·2		+	2·2	+			+		1·1	+		VI 338
Dryopteris erythrosora O. Kuntze	ベニシダ	+		+	1·1					+	+			IV 46
Neolitsea aciculata Koidz.	イヌガシ	+	+	+	+	+	+	+	+				+	VIII 9
Actinodaphne longifolia NaKai	バリバリノキ	2·2	+	+		+	+	+			+			VI 152
Dendropanax trifidus Makino	カクレミノ	+			+	+	+	+	+	+		+	+	VII 9
Anodendron affine Druce	サカキカズラ		+		+		1·1	+	1·2	+	1·1	1·1	1·1	VIII 214
Ilex integra Thunb.	モチノキ		+	+		+				+		+		V 5
伴生種														
Ilex chinensis Sims	ナナミノキ	1·1	+	+	+	+	+	+	+	1·1	+	+		IX 91
Ficus erecta Thunberg	イヌビワ	+	+	1·1	+	+	1·1	+	+	+	+	+	+	X 92
Oplismenus japonicus Honda	チヂミザサ	+	1·2	1·2	1·1	+	1·1		+	+		+		IX 171
Rubus buergeri Miq.	フユイチゴ	+	+	1·1	+		+	+	+	+	+	+	+	IX 52
Aphananthe aspera Planch.	ムクノキ	1·1	+	+	+	+	+			+				VI 48
Polygonum filiforme Thunb.	ミズヒキ	+		1·2	+		+		+	+				VI 47
Kadsura japonica Dunal	ビナンカズラ			+			+	+	+	+		+	+	VI 7
Premna japonica Miq.	ハマクサギ		+	+			+			+				V 4
Gardenia jasminoides Ellis *forma grandiflora* Makino	クチナシ		+			+	+	+	1·1		+		+	VI 48
Hedera rhombea Bean	キズタ		+	+	+	+	+		+		+	+		VII 8
Xylosma congestum Merr.	クスドイゲ	+		+	+		+		+		+	+	+	VI 7
Cyclosorus acuminatus Nakai	ホシダ	+	+	+				+		+			+	VI 6
Distylium racemosum Sieb. et Zucc.	イスノキ				+			+	1·2				+	IV 45
Pasania glabra Oerst.	シリブカガシ					+		+	+	+	+			IV 5
Zelkova serrata Makino	ケヤキ	+				+	+		+	+				V 5
Paederia scandens Merrill var. *mairei* Hara	ヘクソカズラ		+	+		+	+		+					V 5
Alpinia japonica Miq.	ハナミョウガ		+	2·3	1·1					+				IV 190
Ardisia pusilla DC.	ツルコウジ							+		1·1	+			III 44
Ilex rotunda Thunb.	クロガネモチ							+	+	+	+			IV 4
Shibataea kumasasa Makino	オカメザサ	+					+			2·2				III 44
Acer palmatum Thunb. var. *palmatum*	イロハモミジ	1·1			+					1·1				III 83
Ardisia crenata Sims	マンリョウ		+				+		+		+			IV 4
Ficus nipponica Franch. et Savat.	イタビカズラ			+	+		+					+	+	IV 5

表 2-5-4　宇佐神宮のイチイガシ群集組成 2 (須股 1979 より)

アカメガシワ(105、107、108、109)	ホウライカズラ(102、103、105)	マヤフジ(105、106)	コヤブラン(103、107、108)
ナワシログミ(201、105、107)	イノコズチ(103、201、108)	フモトシダ(105、106、107)	コクラン(106、108)
オニヤブソテツ(103、105、110、107)	クロマツ(109)	モクセイ(101、103、201)	エノキ(101、106)
チシヤノキ(103)	ヤマハゼ(102、103、104、109)	ヒノキ(102)	ウラジロガシ(108、111)
ヤマウルシ(102)	バクチノキ(201、103、110、111)	マサキ(103、110)	シキミ(103、109)
クサギ(102、103)	トベラ(105、107、110、111)	ハゼノキ(105、107)	イヌシデ(106)
ナンテン(105、109、110、111)	ヒイラギモクセイ(108、109)	オガタマノキ(105)	ニワトコ(106)
ハリエンジュ(106)	ジュズネノキ(102)	ムベ(102)	ツタ(105、104、110)
ナルコユリ(101)	ツルウメモドキ(105)	アマクサシダ(102、105、109)	ヤブコウジ(201)
クサイチゴ(201)	イワガネゼンマイ(201)	ヤブミョウガ(201)	ヤブハキ(201)
イラクサ(201)	ホウチャクソウ(21)	オニカナワラビ(201)	オオバノイノモトソウ(201、103、105)
イシカグマ(103)	コシダ(104)	ヤマノイモ(105)	ハナイカダ(105)
ヌスビトハギ(107)	ササクサ(107)	フウトウカズラ(108)	ツルグミ(110)
メダケ(108)	イノモトソウ(108)	ナツフジ(108)	シュロ(109、110)
サンゴジュ(110)	モッコク(110)	ヤマザクラ(110)	オオカグマ(110)
シュンラン(111)	シャシャンボ(111)		

表 2-5-5　主要樹木の胸高直径とその数量 (須股 1979 より)

植物名＼胸高直径(d)(cm)	3～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～49	50～59	60～69	70～89	90以上	本数	Σ d²	%Σ d² 植被面積の割合
イチイガシ	1		1	2	3	5	8	5	32	19	27	49	20	172	770,833	44.1
クスノキ	1		2	2			1	2	1	4	5	11	15	44	260,291	14.9
ホルトノキ	2	1	2	1	5	3	1	3	5	4	5	6	2	40	112,148	6.4
タブノキ	1	3	2	1	1	1	2	1	3	4	1	1	2	23	54,164	3.1
アラカシ	2	47	19	35	15	26	9	13	6	4	1			177	97,074	5.6
コジイ		9	2	18	7	4		3	1			1		45	24,778	1.4
カゴノキ		1	3	5	4	6	6	4	5	2	1			37	40,285	2.3
イスノキ	2	4	1	2	1	3	1	5	1		1			21	18,460	1.1
ムクノキ	1	3	3	1	1		2		4	1				16	14,544	0.8
ナナミノキ		1		7	5	2	4	4	1	2				26	23,627	1.4
ヒメユズリハ		3	5	19	13	14	6	4	3					67	40,561	2.3
ナギ	29	60	11	7	4	3	2	1	4					121	22,536	1.3
ヤマビワ	4	41	32	35	29	40	16	1						198	77,521	4.4
ヤブツバキ	52	107	38	22	6	5	2							232	26,343	1.5
ミミズバイ	129	757	149	31	2									1,068	70,468	4.0
サカキ	11	20	2	4	2									39	3,519	0.2
ヤブニッケイ	9	2	2	4	1	1								19	2,828	0.2
クロキ	10	12	5	9	3	1								40	5,716	0.3
バリバリノキ	1		1	1	4	1		1	1					10	6,509	0.4
イヌマキ	4	7	5	1	2		1							20	3,401	0.2
モチノキ	1				1		1	1		1				5	5,914	0.3
クロガネモチ	1	1		2	1		1	1						7	3,462	0.2
ネズミモチ	6	9	2	1										18	1,086	0.1
カクレミノ	19	4	1											24	517	+
テイカカズラ	243	1												244	2,237	0.1
イヌビワ	35	30	2											67	2,105	0.1
イロハモミジ	2	18	8	4	2	1								35	4,220	0.2
スギ				1	4	5	4	4	4	1		4		27	52,187	3.0
計	566	1141	298	215	116	121	67	53	71	42	41	72	39	2,842	1,747 334	99.9

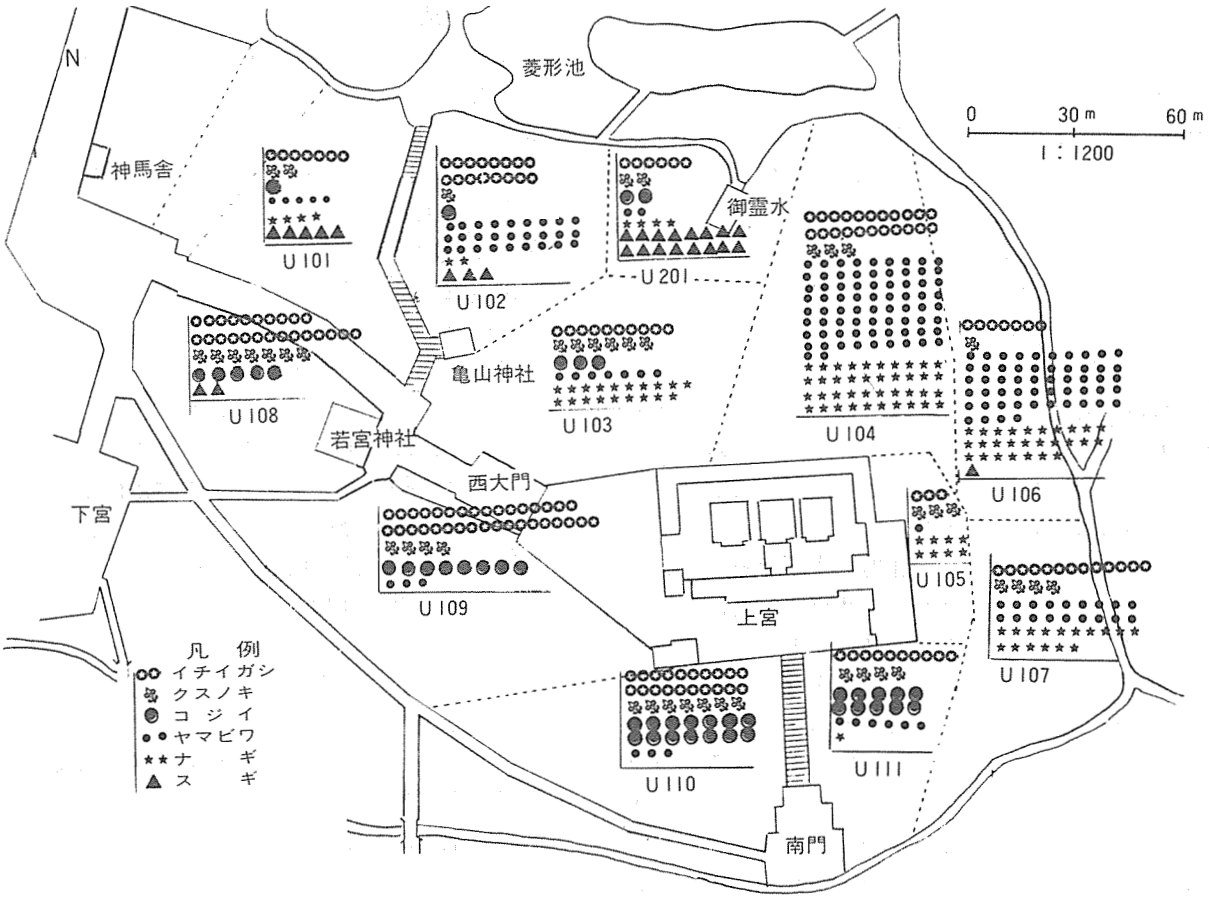

	北～北東斜面								南西～南斜面			
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
調査区番号 U	101	102	101	103	104	106	107	105	108	109	110	111
調査区面積×10㎡	260	280	150	360	440	230	250	80	220	380	280	170
イチイガシ	7	16	6	10	22	7	13	3	24	34	20	10
クスノキ	2	1	2	6	3	1	4	3	7	4	7	4
ホルトノキ		5	3	3	7	3	3	3	2	3	3	6
タブノキ	3	6		6	2	1	3	1			1	
コジイ	1	1	2	3					5	8	14	10
カゴノキ	7		1	12	2		1			10	2	
アラカシ		2	6	3	11	5	11	6	38	27	44	17
ヒメユズリハ	3	6	1	7	16	8	9	4	6	4		2
スギ	5	3	16			1			2			
ヤマビワ	5	27		7	74	54	19	1		3	3	6
ナギ	4	2	4	19	40	27	16	8				1
ミミズバイ	73	114	52	47	105	128	99	7	238	108	49	44
ヤブツバキ	8	7	7	26	28	26		14	30	55	21	9
イスノキ			3				20					2

図 2-5-22　宇佐神宮社叢の調査地点における主要樹木の数量と分布 (須股 1979 より)

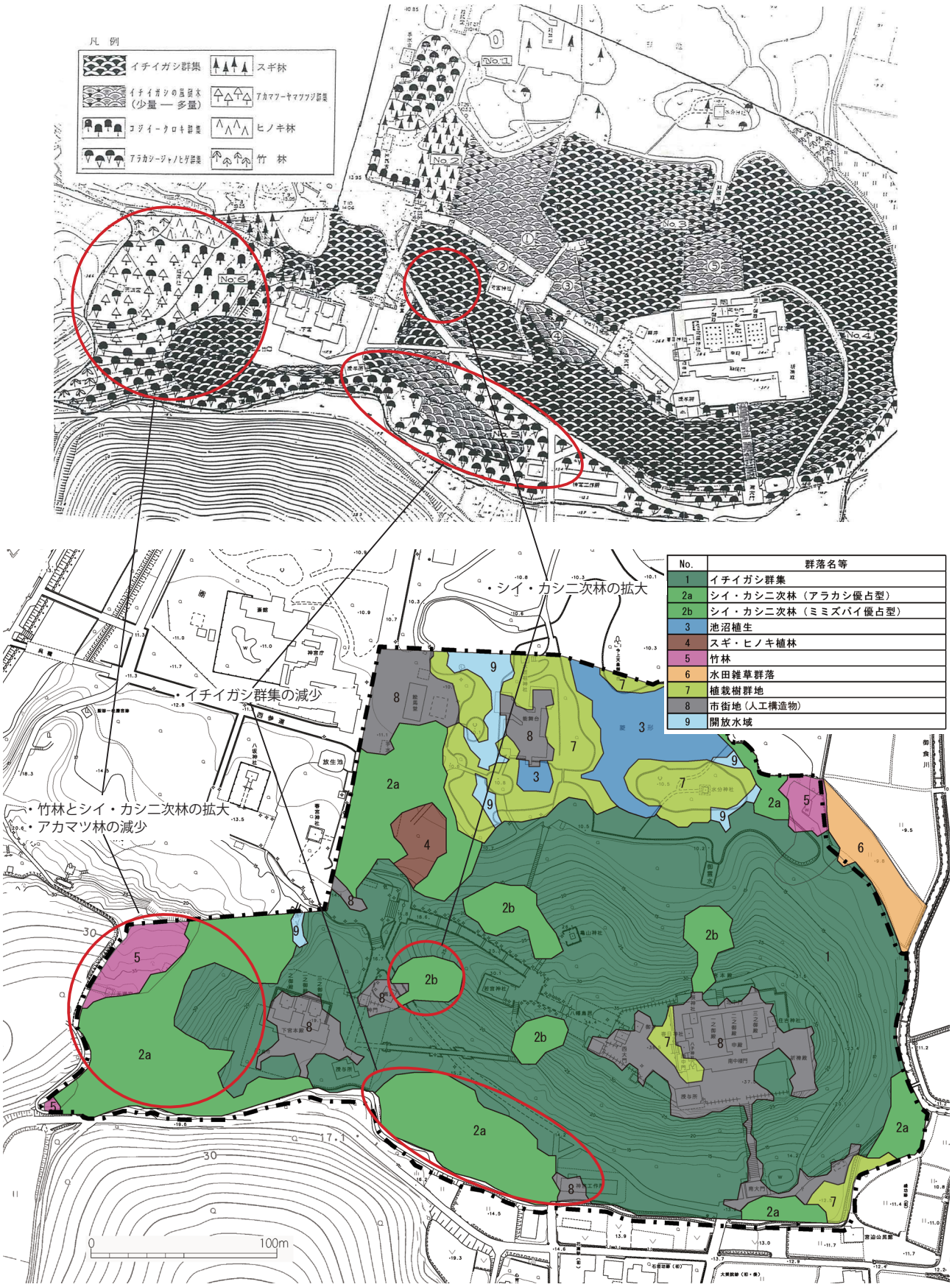

図 2-5-23　宇佐神宮社叢の植生変遷 (S=1/3,000)
上段：平成 5(1993) 年時点、『天然記念物宇佐神宮社叢の保存管理についての指針』原図作成：須股博信、
下段：平成 30(2018) 年時点、『国指定天然記念物「宇佐神宮社叢」緊急調査報告書』より作成

第６節　指定地の状況

(1) 史跡　宇佐神宮境内

(ｉ) 宇佐神宮地区 (表 2-6-1)

A　土地所有状況 (現況面積)

宇佐神宮所有地	296,650.29	㎡
宇佐市有地	898.92	㎡
民有地 (宮迫地区)	43,713.34	㎡
国有地	322	㎡
合計	341,585.55	㎡

B　管理状況 (表 2-6-2)

宇佐市が史跡の管理団体指定を受けている。基本的には所有者による管理等が行われるが、災害発生時等には宇佐市による復旧等も実施した。史跡内の建造物については、国庫補助事業・大分県補助事業として修復工事等を随時実施している。

C　公有化の経緯

平成 31 年 1 月に心乗坊跡山門 (建造物のみ) の寄附を受け、令和元年 7 に心乗坊山門・土塀・石垣の所在する土地を分筆し、寄附を受けた。

487-1
486
406
408
407-1
407-2
409-1
409-2
410
411-1
411-2
412-2
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437-1
437-2
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456-1
456-2
457-1
457-2
458
459-1
459-2
460
461-1
461-2
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474-1
474-4
475
476-1
477-1
478-1
479-1
2832
2857
2858
2814
2813
2859-1
2859-2
2859-3
404-1
404-2
402-1
403-1
403-2
72
71
71-2
73
70-3
70-1
69
68
67-1
67-2
66-1
66-2
65
64
63-1
63-2
63-3
62
61
60
59
58-1
58-2
57-1
57-2
57-3
57-4
56
55-1
55-2
54-1
54-2
53
52-1
52-2
51-1
51-3
50
49-1
49-2
48
47
46
45
44
43-1
43-2
43-3
42
41-1
41-2
40
39
38-1
38-2
37-1
37-2
36
35
34
33
32
31-1
31-2
31-4
31-5
29
28
27
26
25
23
22
21
20
19
18
17
16-1
16-2
15
14
13
12-1
12-2
11
10
9
8
7
6
5-1
5-2
4-1
4-2
3-1
3-2
3-3
3-4
2-1
2-2
2-3
1

表 2-6-1　史跡指定地一覧 (宇佐神宮地区)

地区名	地名	地番	地目	地積 (平米)	指定面積 (平米)	土地所有者
宇佐神宮地区	宇佐市大字南宇佐字宮迫	1	境内地	277.00	277.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	2 - 1	境内地	727.00	727.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	2 - 2	境内地	348.00	348.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	2 - 3	公衆用道路	60.00	60.00	宇佐市
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	3 - 1	宅地	1,258.95	1,258.95	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	3 - 2	境内地	717.00	717.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	3 - 3	境内地	115.00	115.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	3 - 4	公衆用道路	257.00	257.00	宇佐市
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	3 - 5	宅地	363.92	363.92	宇佐市
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	4 - 1	境内地	310.00	310.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	4 - 2	境内地	575.00	575.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	5 - 1	田	277.00	277.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	5 - 2	宅地	862.80	862.80	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	6	田	221.00	221.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	7	宅地	528.92	528.92	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	8	田	466.00	466.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	9	宅地	985.12	985.12	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	10	宅地	456.19	456.19	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	11	畑	1,011.00	1,011.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	12 - 1	山林	165.00	165.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	12 - 2	山林	66.00	66.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	13	畑	429.00	429.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	14	畑	188.00	188.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	15	畑	743.00	743.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	16 - 1	畑	1,117.00	1,117.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	16 - 2	畑	221.00	221.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	17	山林	1,011.00	1,011.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	18	畑	575.00	575.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	19	畑	1,365.00	1,365.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	20	畑	66.00	66.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	21	畑	105.00	105.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	22	畑	727.00	727.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	23	原野	1,041.00	1,041.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	25	宅地	472.72	472.72	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	26	畑	485.00	485.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	27	原野	409.00	409.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	28	原野	595.00	595.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	29	畑	241.00	241.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	31 - 1	原野	396.00	396.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	31 - 2	畑	376.00	376.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	31 - 4	山林	52.00	52.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	31 - 5	山林	122.00	122.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	32	山林	317.00	317.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	33	畑	323.00	323.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	34	畑	895.00	895.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	35	畑	290.00	290.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	36	畑	257.00	257.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	37 - 1	宅地	525.32	525.32	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	37 - 2	宅地	172.19	172.19	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	38 - 1	畑	373.00	373.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	38 - 2	宅地	351.10	351.10	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	39 - 1	宅地	462.80	462.80	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	39 - 2	宅地	39.66	39.66	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	40	宅地	343.80	343.80	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	41 - 1	宅地	396.00	396.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	41 - 2	宅地	175.20	175.20	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	42	宅地	519.00	519.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	43 - 1	宅地	337.19	337.19	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	43 - 2	宅地	16.52	16.52	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	43 - 3	畑	558.00	558.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	44	宅地	519.00	519.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	45	宅地	614.87	614.87	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	46	田	1,236.00	1,236.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	47	宅地	274.38	274.38	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	48	田	52.00	52.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	49 - 1 - 1	田	578.00	578.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	49 - 1 - 2	田	13.00	13.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	49 - 2	田	257.00	257.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	50	田	1,319.00	1,319.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	51 - 1	宅地	1,049.55	1,049.55	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	51 - 3	境内地	598.00	598.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	52 - 2	境内地	59.00	59.00	宇佐神宮

地区名	地名	地番	地目	地積（平米）	指定面積（平米）	土地所有者
宇佐神宮地区	宇佐市大字南宇佐字宮迫	53	境内地	307.00	307.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	54－1	田	604.00	604.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	54－2	境内地	621.00	621.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	55－1	田	1,147.00	1,147.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	55－2	田	56.00	56.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	56	田	1,114.00	1,114.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	57－1	田	152.00	152.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	57－2	池沼	85.00	85.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	57－3	境内地	806.00	806.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	57－4	境内地	36.00	36.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	58－1	宅地	462.80	462.80	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	58－2	田	1,428.00	1,428.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	59・60	田	631.00	631.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	61	田	495.00	495.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	62－1	田	793.00	793.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	62－2	畑	294.00	294.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	63－1	田	1,073.00	1,073.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	63－2	宅地	218.18	218.18	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	63－3	田	143.00	143.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	64	畑	171.00	171.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	65	原野	198.00	198.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	66－1	池沼	148.00	148.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	66－2	山林	46.00	46.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	67－1	宅地	590.08	590.08	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	67－2	田	396.00	396.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	68	田	1,335.00	1,335.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	69	田	730.00	730.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	70－1	田	793.00	793.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	81（大宮迫）	田	300.00	69.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字宮迫	70－3	境内地	608.00	608.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字大宮迫	71	境内地	1,256.00	1,256.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字大宮迫	71－2	境内地	69.00	69.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字大宮迫	72	境内地	836.00	836.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字大宮迫	73	境内地	1,074.00	1,074.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字大宮迫	406	境内地	568.00	568.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字平	402-1	境内地	1,325.00	1,325.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字平	403-1	境内地	889.00	889.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字平	403-2	公衆用道路	19.00	19.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字平	404-1	境内地	2,604.00	2,604.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字平	404-2	公衆用道路	85.00	85.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字返し田	407-1	境内地	1,378.00	1,378.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	407-2	公衆用道路	56.00	56.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字返し田	408	境内地	674.00	674.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	409-1	境内地	1,223.00	1,223.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	409-2	公衆用道路	85.00	85.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字返し田	410	境内地	317.00	317.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	411-1	境内地	525.00	525.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	411-2	公衆用道路	49.00	49.00	個人
	宇佐市大字南宇佐字返し田	412	境内地	2,456.00	2,456.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	412-2	境内地	32.00	32.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	413	境内地	1,028.00	1,028.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	414	境内地	1,444.00	1,444.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	415	境内地	1,123.00	1,123.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	416	境内地	1,061.00	1,061.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	417	境内地	1,285.00	1,285.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	418	境内地	760.00	760.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	419	境内地	1,004.00	1,004.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	420	境内地	710.00	710.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	421	境内地	1,464.00	1,464.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	422	境内地	958.00	958.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	423	境内地	1,990.00	1,990.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	424	境内地	866.00	866.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	425	境内地	2,413.00	2,413.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	426	境内地	1,183.00	1,183.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	427	境内地	1,120.00	1,120.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	428	境内地	1,094.00	1,094.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	429	境内地	1,080.00	1,080.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	430	境内地	1,008.00	1,008.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	431	境内地	647.00	647.00	宇佐神宮

地区名	地名	地番	地目	地積（平米）	指定面積（平米）	土地所有者
宇佐神宮地区	宇佐市大字南宇佐字返し田	432	境内地	889.00	889.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	433	境内地	634.00	634.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	434	境内地	1,398.00	1,398.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	435	境内地	1,467.00	1,467.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	436	境内地	783.00	783.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	437-1	境内地	495.00	495.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字返し田	437-2	境内地	238.00	238.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	438	境内地	912.00	912.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	439	境内地	548.00	548.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	440	境内地	1,252.00	1,252.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	441	境内地	1,084.00	1,084.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	442	境内地	1,123.00	1,123.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	443	境内地	1,236.00	1,236.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	444	境内地	1,074.00	1,074.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	445	境内地	1,196.00	1,196.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	446	境内地	6,161.00	6,161.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	447	境内地	836.00	836.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	448	境内地	161.00	161.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	449	境内地	2,135.00	2,135.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	450	境内地	542.00	542.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	451	境内地	522.00	522.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	452	境内地	2,234.00	2,234.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	453	境内地	2,036.00	2,036.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	454	境内地	1,094.00	1,094.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	455	境内地	1,074.00	1,074.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	456-1	境内地	1,334.00	1,334.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	456-2	境内地	76.00	76.00	国有地
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	457-1	境内地	483.00	483.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	457-2	境内地	101.00	101.00	国有地
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	458	境内地	1,266.00	1,266.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	459-1	境内地	49.00	49.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	459-2	境内地	694.00	694.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	460	境内地	760.00	760.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	461-1	境内地	869.00	869.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	461-2	境内地	16.00	16.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	462	境内地	905.00	905.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	463	境内地	581.00	581.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	464	境内地	608.00	608.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	465	境内地	654.00	654.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	466	境内地	399.00	399.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	467	境内地	300.00	300.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	468	境内地	958.00	958.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	469	境内地	522.00	522.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	470	境内地	294.00	294.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	471	境内地	363.00	363.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	472	境内地	905.00	905.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	473	境内地	218.00	218.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	474-1	境内地	1,321.00	1,321.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	474-4	境内地	145.00	145.00	国有地
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	477-1	境内地	588.00	588.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	478-1	境内地	419.00	419.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字下馬場	479-1	境内地	634.00	634.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐寺大善寺	2813	境内地	82.00	82.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字出店	2814	境内地	6,884.00	6,884.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字寺家	2832	境内地	17,260.00	17,260.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字舛形	2857	境内地	24,411.00	24,411.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字土舞台	2858	境内地	17,516.00	17,516.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字亀山	2859－1	境内地	93,337.00	93,337.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字亀山	2859－2	境内地	142.00	142.00	宇佐市
	宇佐市大字南宇佐字亀山	2859－3	境内地	76.00	76.00	宇佐市
	宇佐市大字南宇佐字大尾山	486	境内地	2,818.00	2,818.00	宇佐神宮
	宇佐市大字南宇佐字大尾山	487－1	境内地	45,227.29	45,227.29	宇佐神宮

表 2-6-2　史跡宇佐神宮境内 (宇佐神宮地区) のき損、現状変更行為等一覧 (現変：現状変更)

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
平成 3 (1991)	9	き損	台風 19 号	大尾神社の鳥居や中門が倒壊したほか、上宮南中楼門や呉橋の檜皮屋根等に甚大な被害		呉橋の檜皮全面葺き替え、塗装全面塗り替え等、復旧工事を実施 (下記、御許山地区工事含む)
平成 5 (1993)	7	き損	台風 6 号	上宮東中門、同東回廊、南大門、下宮第二殿等の檜皮屋根破損、宮迫地区心乗坊跡土塀一部崩壊		下宮第二殿全面葺き替え、南大門平葺檜皮全面葺き替え等、復旧工事を実施
平成 9 (1997)		現変		弥勒寺跡　相撲場撤去		発掘調査実施。
平成 10(1998)		現変		弥勒寺跡　相撲場撤去		発掘調査実施。 西塔跡、鐘楼跡等を検出
平成 11(1999)	7	現変		神宮庁事務所新築 (7 月～ 3 月)		
		き損	倒木	高倉き損		
	9	き損	台風 18 号	上宮回廊、下宮正門、若宮神社拝殿等の檜皮屋根破損		上宮回廊等の復旧工事を実施
平成 12(2000)	12	修理		高倉保存修理 (～ 13 年 7 月)		
		修理		下宮一之御殿南面屋根および西廻廊東面屋根桧皮葺替	○	
		修理		下宮正門・西回廊・透塀災害復旧	○	
平成 13(2001)		修理		下宮三之御殿南面屋根、東廻廊南面屋根東半分、同北面屋根一部桧皮葺替	○	
平成 14(2002)		修理		下宮申殿屋根檜皮葺替	○	
平成 15(2003)	10	現変		バリアフリー参道 (旧馬小屋) 新設工事 (10 月～ 2 月)		
		修理		上宮本殿前広場等改修 (～ 17 年 7 月)		
		修理		上宮東廻廊南面屋根桧皮葺替	○	
		修理		宮司職舎石垣・上宮傾斜地災害復旧	○	
平成 16(2004)	7	現変		頓宮給水設備新設 (～ 12 月)		
		現変		能舞台屋根葺替		桧皮から銅板へ変更
		修理		神饌水井戸上屋屋根葺替工事		
		現変		上宮参道 (授与所前階段) バリアフリー化		
		現変		上宮緊急進入口通用門改修		
		修理		上宮東廻廊東面および西面屋根桧皮葺替	○	
		修理		春日神社本殿・下宮正門災害復旧	○	
平成 17(2005)	3	き損	福岡西方沖地震	本殿・申殿・上宮廻廊き損 (3 月 20 日)		

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
	4	修理		黒尾神社屋根および大床修理 (4 月～ 5 月)		
	7	修理		八幡鳥居 (県指定) 再塗装 (7 月～ 9 月)		
	7	修理		南中楼門 (県指定) 再塗装 (7 月～ 9 月)		
	7	修理		本殿縁廻り塗装 (7 月～ 9 月)		
	7	修理		呉橋欄干修理および再塗装 (7 月～ 10 月)		
	8	修理		能舞台前テントおよび支柱修復 (8 月～ 9 月)		
	9	修理		神宮庁駐車場等舗装修繕		
		き損	台風 14 号	呉橋き損 (9 月 6 日)		
		修理		上宮廻廊床および申殿床亀裂修復		
		修理		木匠祖神社桧皮屋根葺替		
		修理		上宮申殿屋根桧皮葺替	○	
		修理		上宮渡殿屋根北半分桧皮葺替	○	
		修理		春日神社および住吉神社漆喰壁補修		
平成 18(2006)	4	修理		呉橋北側屋根補修 (4 月～ 5 月)		
	8	現変		上宮電気引込 (8 月～ 10 月)		
		修理		上宮西廻廊北面屋根東半分桧皮葺替部分修理	○	
平成 19(2007)	8	現変		焼却炉新設 (8 月～ 9 月)		
		現変		上宮合併浄化槽設置		
		修理		上宮渡殿屋根桧皮葺替		
		修理		上宮西廻廊北面屋根西半分桧皮葺替	○	
		修理		上宮西廻廊脇透塀屋根桧皮葺替	○	
		修理		上宮西大門袖塀屋根桧皮葺替	○	
平成 20(2008)	2	修理		西大門鬼板修理		
		修理		若宮神社拝殿屋根桧皮葺替	○	
	6	き損		上宮三之御殿屋根桧皮剥落 (6 月 12 日)		
平成 21(2009)		修理		若宮神社本殿屋根桧皮葺替	○	

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
平成 22(2010)	6	き損		下宮廻廊品軒桧皮剥落		
	7	き損		西大門北西袖柱蟻害		
	11	き損	強風、老朽化	絵馬堂瓦屋根き損 (11 月 22 日)		
	12	修理		下宮授与所便所改修		
	9			八坂神社西側参道改修		
		修理		八坂神社屋根桧皮葺替	○	修理現場一般公開実施
		修理		弥勒寺跡埋没礎石の露出作業		
		現変		絵馬堂・能舞台の立木伐採		
		修理		絵馬堂屋根補修		
		現変		菱形池周辺立木伐採		
平成 23(2011)	4	き損	経年劣化	八幡鳥居北側柱き損 (4 月 4 日)		
		き損	経年劣化	二之御殿西側御扉足坪金具き損 (4 月 12 日)		
	8	現変		能舞台見所屋根取替 (8 月～ 11 月)		
		現変		参拝者用トイレ (400 人槽) 建設工事 (8 月～ 12 月)		
	9	修理		神宮庁銅板屋根補修 (9 月～ 25 年 12 月)		
	10	修理		春日神社・住吉神社・下宮東廻廊の屋根桧皮葺替および仮設足場設置 (10 月～ 3 月)	○	修理現場一般公開実施
		現変		能舞台控の間トイレ建築		発掘調査実施
		現変		能舞台見所取替工事に伴う仮設橋およびプレハブ設置		
		現変		下宮授与所および能舞台の立木伐採		
平成 24(2012)	4	き損	強風	東中門扉および北辰神社蔀戸のき損 (4 月 22 日)		
		現変		能舞台電気ケーブル埋設および鋼管ポール設置		発掘調査実施
		現変		宮迫地区　個人住宅建替		発掘調査実施
	5	修理		国宝本殿三棟保存修理 (～ 27 年 3 月)		修理現場一般公開実施 (毎年)
	7	現変		手水舎東側趣意書仮設看板設置 (7 月～ 8 月)		
	10	現変		西大門段差改修 (花崗岩スロープ増設)(10 月)		
		現変		下宮参道石畳改修 (10 月～ 11 月)		

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
		現変		正参道改修 (縁石埋設・配水工事)(10 月～ 11 月)		
	12	現変		南大門周辺樹木枝打ち		
		き損	経年劣化または獣害	北辰神社屋根き損 (12 月 28 日発見)		
平成 25(2013)	2	修理		宝物館北側～呉橋右岸受変電設備改修 (2 月)		
		修理		下宮築地塀修理 (2 月～ 3 月)		
	3	現変		野球場トイレ改修 ※事業主体は宇佐市教委		
		現変		看板仮設 (絵馬堂前・若宮神社前)		
		現変		南大門移設・百段階段改修およびモノレール建設・モノレール参道 (バリアフリー通路) 新設・南参道舗装および側溝補修 (3 月～ 8 月)		
		修理		上宮東中門・透塀の屋根桧皮葺替および仮設足場設置	○	
		修理		上宮東中門扉破損部修理	○	
		修理		上宮東土間廻廊西面屋根桧皮部分修理	○	
		現変		下宮若宮参道の欄干手摺改修および新設		
		現変		力石移転		
		現変		大元八坂神社転石除去		
		現変		弥勒寺跡環境整備 (伐採･伐竹･参道補修)		
		現変		勅使斎館前松樹移植		
		現変		百段階段改修工事用通路 (含モノレール仮駐車場) 仮設 (5 月～ 28 年 3 月)		
	7	修理		上宮西土間廻廊北西面屋根桧皮葺替 (7 月～ 3 月)	○	
	10	き損	獣害	下宮東廻廊東面桧皮屋根の品軒き損 (10 月 26 日)		
		現変		下宮神門袖塀修理・黒男神社透塀修理・旧相撲場のトイレ撤去・宝物館入口改修 (御影石スロープ設置)・一柱騰宮顕彰碑設置 (12 月～ 27 年 8 月)		
平成 26(2014)		現変		境内西側車道 (白橋～参集殿) の街灯改修 (1 月～ 3 月)		
		現変		絵馬殿改築・藤棚改修・宝物館北側トイレ改修 (2 月～ 26 年 12 月)		発掘調査実施 池内法華三昧堂跡検出。絵馬殿の建築位置を変更し埋土保存

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
		現変		下宮授与所屋根葺替		桧皮から銅板へ変更
		現変		弥勒寺跡標柱設置		発掘調査実施
		現変		400 人槽トイレ前休憩所設置		
	4	き損		呉橋南側南東部桧皮屋根き損 (4 月 7 日)		
	5	修理		上宮申殿・渡殿保存修理工事 (5 月～ 3 月)	○	
	6	現変		放生池北側・春宮前・若宮前・能舞台東側・菱形池西岸の街灯改修 (6 月～ 7 月)		
		現変		大尾山参道 (最終コーナー部) 舗装 (6 月～ 10 月)		
	7	現変		境内各所 (大鳥居・呉橋・表参道ほか) 仮設照明設置 (7 月～ 10 月)		
	8	修理		頓宮西側の水道管補修		
	10	現変		上宮参拝者用トイレ改修に伴う地質ボーリング調査 (10 月～ 1 月)		
		現変		国旗掲揚塔および神宮庁南西側街灯の改修 (10 月～ 27 年 6 月)		
	11	現変		自動販売機の設置 (絵馬堂北側の藤棚・野球場トイレ横) (11 月～ 3 月)		景観に配慮し、自動販売機の外観を白に統一
		現変		手水舎の手水鉢改修 (11 月～ 27 年 5 月)		
		き損	獣害	下宮西廻廊南面桧皮屋根の品軒き損 (11 月 26 日)		
	12	現変		下宮参道石段改修		
平成 27(2015)	1	現変		下宮参道 (御輿掛～下宮神門) 石畳改修・同神門スロープ設置 (1 月～ 5 月)		
		現変		上宮参拝者用トイレ新築および上宮裏車道入口浄化槽新設 (1 月～ 27 年 10 月)		発掘調査実施
	3	修理		下宮神門屋根桧皮葺替・呉橋屋根桧皮葺替および塗装 (3 月～ 27 年 12 月)	○	
		修理		祈祷殿銅板屋根補修・旧馬小屋常夜灯補修・呉橋神橋および表参道神橋塗装		
		修理		上宮廻廊・同土間廻廊・同南中楼門・同西中門・黒尾社前大鳥居・御輿掛鳥居・御輿掛下宮鳥居・下宮本殿三棟・同申殿の塗装復旧および八幡鳥居石畳不陸調整		
	6	現変		宝物館・参集殿空調設備用配管埋設 (6 月～ 7 月)		

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
	7	現変		稲荷社参道および御眷属台座改修・同石製鳥居新設 (7 月～ 8 月)		
	8	き損	台風 15 号	南大門西側アラカシ倒木・手水舎南側アラカシ倒木・若宮社南側イチイガシ落枝および落枝による石灯籠き損・上宮申殿北側雨樋銅板の剥離 (8 月 25 日)		
平成 28(2016)	3	現変		宝物館・参集殿空調設備取替		
	4	現変		神宮庁玄関前街灯撤去および新設		
		き損	熊本地震	宮迫地区の石垣が崩落		石垣積み直し等の復旧工事を実施
	5	き損	獣害	下宮西廻廊南面桧皮屋根の品軒き損 (5 月 12 日)		
	6	き損	大雨	宮迫心乗坊西側斜面崩落 (6 月 23 日)		復旧工事実施
	7	修理		亀山神社改修 (7 月～ 9 月)	○	
	8	き損	経年劣化	旧相撲場参道の寄藻川斜面崩落 (8 月 8 日)		
		修理		下宮廻廊品軒 (東回廊東面および南面・西回廊南面) 復旧		
		現変		南参道および神宮庁駐車場入口の街灯新設 (8 月～ 10 月)		発掘調査実施
		現変		下宮御食川の藤根伐根 (9 月～ 10 月)		
		現変		授与所インターネット光回線接続工事 (12 月～ 1 月)		
平成 29(2017)	2	現変		小椋山北東麓・宮山・大尾山の荒廃竹林整備 (2 月～ 3 月)		
		修理		白橋改修工事 (2 月～ 3 月)		
		現変		枯損木伐採 (下宮・願掛地蔵・春宮・初澤池畔)		
	4	き損	経年劣化	上宮北西側土間廻廊東面および南面桧皮屋根き損 (4 月 23 日)		
		現変		初沢池、放生池浚渫工事 (～ 30 年 3 月)	○	
		現変		神宮庁職員駐車場遮蔽樹植樹		前年度に発掘調査実施
		修理		騰隈神橋改修 (4 月～ 6 月)		
	5	修理		八幡鳥居修理 (5 月～ 9 月)	○	
	6	現変		神宮庁角授与所改修 (6 月～ 7 月)		
	7	現変		表参道砂利止め埋設		
		き損	経年劣化	上宮渡殿屋根腐朽		

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
	9	修理		表参道 (御輿掛～若宮) 北側の灯籠・案内板下部土砂崩損の復旧 (9 月～ 10 月)		
	10	き損	経年劣化	上宮二之御殿外院雨漏り (10 月 17 日)		
		き損	獣害	西中門北側翼門の東面屋根桧皮の品軒剥落 (10 月 20 日)		
	12	現変		八十八段下消火栓連結送水管改修 (12 月)		
平成 30(2018)	1	現変		宝物館北側チェーンゲート設置 (1 月)		
	2	き損	強風	呉橋南面西側屋根桧皮剥落 (2 月 28 日)		
		現変		南大門前および角授与所前排水管設置工事 (2 月)		
		修理		高倉板壁応急処置 (防蟻) (2 月～ 3 月)	○	白蟻駆除
		修理		表参道太鼓橋改修工事 (2 月～ 4 月)		
	3	修理		呉橋南面西側屋根桧皮剥落の応急修理 (3 月 15 日)		
		現変		枯損木伐採 (初澤池畔・黒尾社・水分社)		
		現変		枯損木伐採 (下馬場参道北側)		
	4	現変		菱形池浚渫・放生池改修工事 (～ 3 月)	○	
		現変		仮設プレハブ (臨時更衣室) 設置 (4 月～ 7 月)		
	5	現変		神宮庁 (更衣室・風呂場) 改修工事 (5 月～ 7 月)		発掘調査実施
	6	現変		初澤池への外来生物捕獲罠設置 (6 月～ 3 月)		
	7	き損	台風 7 号	白橋右岸のシラカシ倒木 (7 月 3 日)		
		き損	豪雨	御食川氾濫による南大門前路面陥没 (7 月 7 日)		
		き損	豪雨	宮迫心乗坊西側斜面崩落 (7 月 7 日)		
	8	き損	経年劣化	呉橋南面西側屋根桧皮剥落 (8 月 13 日)		
		き損	強風	宝物館西側車道ニセアカシア落枝および若宮前イチイガシ落枝 (8 月 22 日)		
	9	現変		職員駐車場進入路拡幅		発掘調査実施
		現変		旧ゲートボール場整地		
		現変		祈祷殿受付前クスノキおよび八子神社クスノキの枝打ち		
		現変		神宮庁駐車場および 400 人槽トイレ遮蔽板塀設置 (9 月～ 10 月)		発掘調査実施

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
		現変		参集殿西側通路拡幅および中央線等路面表示 (9 月～ 10 月)		
		現変		白橋右岸・職員駐車場入口の枝打ち・伐採 (9 月～ 10 月)		
	10	現変		宝物館北側トイレ前車道への減速板設置		
		現変		上宮北中門倉庫建替 (10 月～ 12 月)		
		現変		初澤池畔タギョウショウ伐採 (10 月～ 11 月)		
	12	現変		宝物館前仮設看板設置		
		現変		下馬場参道 (流鏑馬) 樹木枝打ち		
		現変		上宮勅使松伐採		
平成 31 ／ 令和元 (2019)	2	現変		宝物館～呉橋車道西側の支障木および危険木伐採		
	4	現変		菱形池浚渫・池畔参道整備およびデッキ新設 (通年度)	○	
	5	現変		野球場駐車場 (外苑駐車場) へのゲート設置 (2 ヵ所) (5 月～ 6 月)		
	5	き損	強風	◇ 強風による若宮神社前クスノキ落枝 (5 月 18 日)		
	6	現変		下馬場参道整備 (流鏑馬)・旧宮司官舎前枯損木伐採 (6 月～ 10 月)		
	8	現変		大尾山参道舗装 (8 月～ 12 月)		
		現変		黒男社前車道他バリカー設置・境内危険木 (春宮西側・御輿掛若宮間表参道南側・亀山社前・下宮若宮参道) 伐採 (8 月～ 9 月)		
	10	修理		表参道大鳥居 (黒尾社前) 塗装補修工事 (10 月～ 11 月)		
令和 2 (2020)	1	修理		菱形池太鼓橋 (3 ヶ所) 塗装 (1 月～ 2 月)		
	3	現変		手水舎石張り増設 (3 月)		

台風 19 号で被災した呉橋 (平成３年)

台風 19 号で倒壊した大尾神社鳥居 (平成３年)

台風６号で被災した心乗坊土塀 (平成５年)

復旧後の心乗坊土塀 (平成８年)

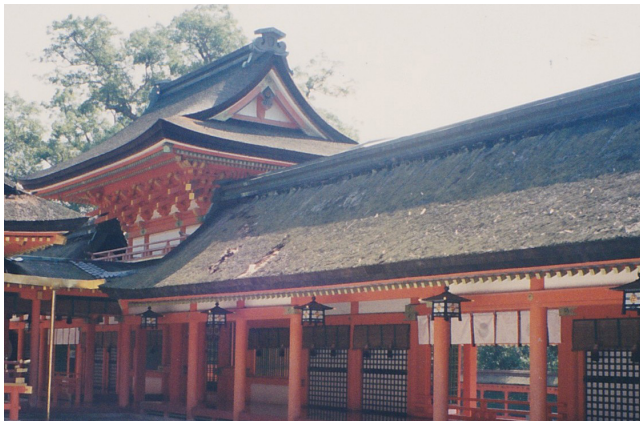
台風 18 号で被災した上宮西回廊 (平成 12 年)

春日神社の屋根葺き替え工事 (平成 23 年)

宇佐神宮本殿 (国宝) の修復工事一般公開 (平成 25 年)

菱形池　浚渫工事 (平成 30 年)

(ii) 御許山地区

A　土地所有状況

宇佐神宮所有地	41,655	㎡
貴布禰神社 (日足地区共有地)	4,071.38	㎡
国有林	180,900	㎡
合計	226,626.38	㎡

表 2-6-3　史跡宇佐神宮境内 (御許山地区) の指定地一覧

地区名	地名	地番	地目	地積 (平米)	指定面積 (平米)	土地所有者
御許山地区	宇佐市大字日足字馬城山	1475	山林		1,400.00	国有林地
	宇佐市大字日足字馬城山	1475	山林		6,600.00	国有林地
	宇佐市大字日足字馬城山	1475	山林		14,000.00	国有林地
	宇佐市大字日足字馬城山	1475	山林		11,600.00	国有林地
	宇佐市大字日足字馬城山	1475	山林		40,500.00	国有林地
	宇佐市大字日足字馬城山	1475	山林		23,800.00	国有林地
	宇佐市大字日足字馬城山	1475	山林		10,400.00	国有林地
	宇佐市大字日足字馬城山	1475	山林		11,400.00	国有林地
	宇佐市大字日足字馬城山	1475	山林		4,900.00	国有林地
	宇佐市大字日足字馬城山	1476	原野		1,553.00	貴布禰神社 (日足共有地)
	宇佐市大字日足字馬城山	1477	原野		1,130.00	貴布禰神社 (日足共有地)
	宇佐市大字日足字馬城山	1478	山林		1,114.00	貴布禰神社 (日足共有地)
	宇佐市大字日足字馬城山	1479	宅地		274.38	貴布禰神社 (日足共有地)
	宇佐市大字正覚寺字霊山寺	1822	山林		3,200.00	国有林地
	宇佐市大字正覚寺字霊山寺	1822	山林		21,300.00	国有林地
	宇佐市大字正覚寺字霊山寺	1822	山林		31,800.00	国有林地
	宇佐市大字正覚寺字馬城峯	1824	山林		2,208.00	宇佐神宮
	宇佐市大字正覚寺字御許山	1826	境内地		39,447.00	宇佐神宮

台風 19 号で崩壊した御許山　石段 (平成３年)

台風 19 号で破損した御許山石畳 (平成３年)

復旧後の御許山石段 (平成５年)

復旧後の御許山石畳 (平成５年)

B　管理状況

宇佐市が史跡の管理団体指定を受けている。大元神社や大元八坂神社が所在する宇佐神宮所有地の管理状況は良好である。一方、六坊跡がある史跡西側では樹木が繁茂している箇所も多く、石垣の一部が崩壊した箇所もある。

表 2-6-4　史跡宇佐神宮境内 (宇佐神宮地区) のき損、現状変更行為等一覧

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
平成 3 (1991)	9	き損	台風 19 号	倒木による大元神社への石段崩壊、石畳の破損	○	石畳、石段を全面敷き直し
平成 16(2004)	7	修理		大元神社社務所再建 (7 月～ 10 月)		

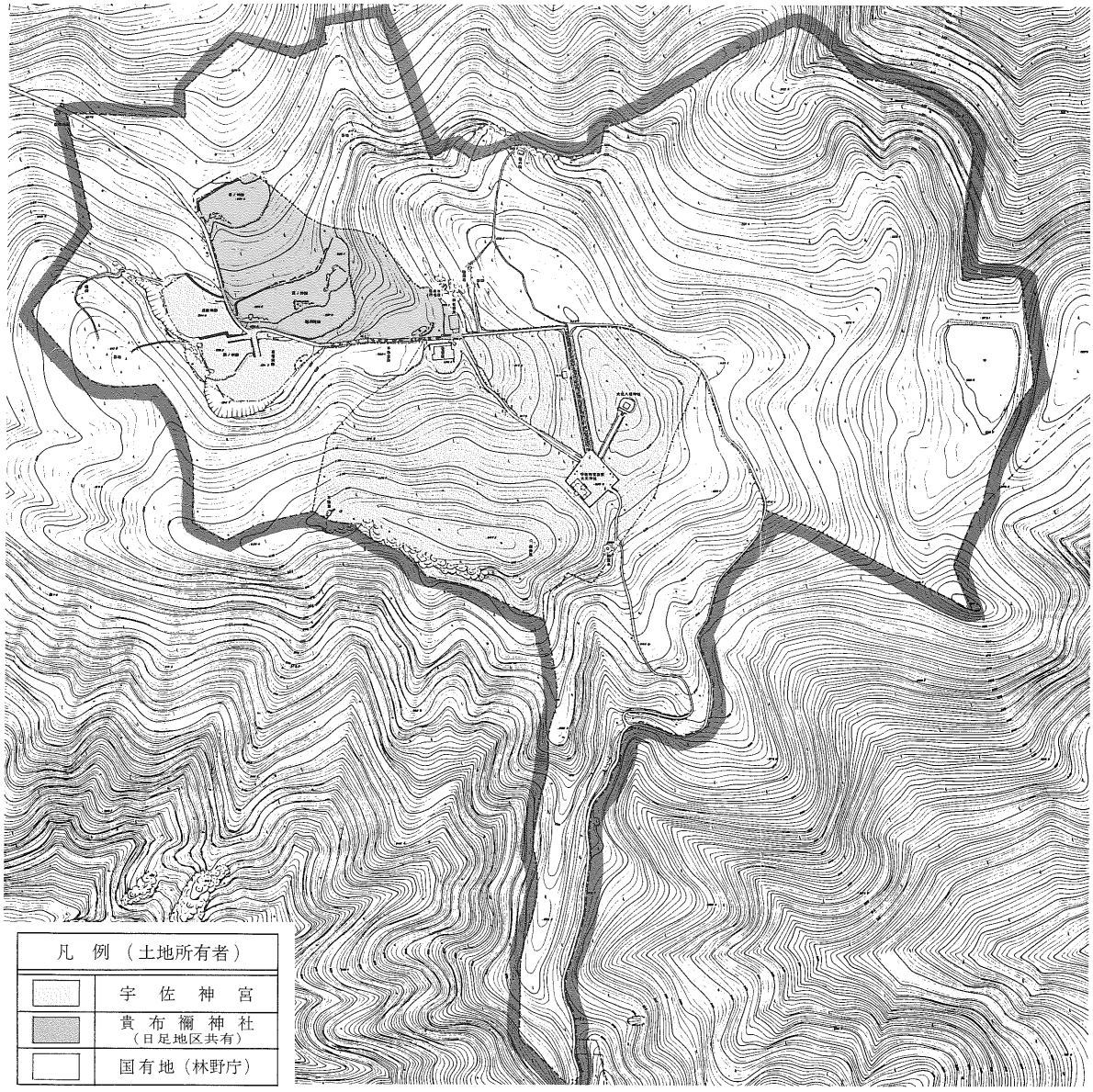

(2) 天然記念物　宇佐神宮社叢

A　土地所有状況

指定地全域が (宗) 宇佐神宮の所有地である。

B　管理状況

(宗) 宇佐神宮による日常的な管理が行われているが、台風や豪雨等により倒木や落枝等のき損が発生している。主なき損・現状変更・保護の取り組みは表 2-6-5 のとおり。

台風 19 号による社叢倒木 (平成３年)

台風 19 号で折れた樹木の玉切状況 (平成４年)

表 2-6-5　天然記念物宇佐神宮社叢のき損、現状変更行為等一覧

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
平成 3 (1991)	9	き損	台風 19 号	イチイガシの巨木 30 本を含む 187 本の倒木・幹折れ等が発生	○	被害木 181 本で玉切作業等を実施。玉切を行った樹木は、白蟻の発生等を防ぐために、搬出。 被害の大きい地点には、宇佐神宮社叢由来のイチイガシ幼木を植栽して早期復元を図った。
平成 5 (1993)	3	保護		「天然記念物宇佐神宮社叢の保存管理についての指針」作成		
平成 15(2003)	8	き損	台風 10 号	小椋山の北側傾斜が崩落	○	崩落個所の基底面に排水用の竹束を埋設後、盛土、木杭と竹柵で土留。法面は天然繊維のシートで保護。
平成 22(2010)		き損	大雨	上宮裏車道の倒木		
平成 23(2011)	6	き損	大雨	上宮南側イチイガシの倒木		
平成 25(2013)	2	現変		百段周辺枝打ち		
	6	現変		上宮および南大門周辺枝打ち (6 月～ 3 月)		
		き損	台風 24 号	ポンプ小屋前の倒木		
	10	き損	台風 27 号	御霊水入口　クスノキ倒木		
平成 26(2014)	7	き損	腐朽	御霊水参道のアラカシ倒木 (7 月 31 日)		

年	月	区分	原因	内容	補助金等	措置等
平成 27(2015)	8	き損	台風 19 号	南大門西側アラカシ倒木・手水舎南側アラカシ倒木・若宮社南側イチイガシ落枝および落枝による石灯籠き損・上宮申殿北側雨樋銅板の剥離 (8 月 25 日)		
平成 28(2016)	4	保護		国指定天然記念物宇佐神宮社叢緊急調査事業 (事業主体は宇佐市) (～平成 29 年度)	○	植生調査、植物相調査、大径木調査、神社建造物周辺の樹木調査、参道沿いの樹木調査、土壌断面調査、毎木調査を実施。 緊急調査報告書刊行
	9	現変		手水舎南側の枯損木 2 本伐採		
	10	き損	腐朽	御輿掛大鳥居東側のイチイガシ落枝およびカエデ倒伏 (10 月 28 日)		
平成 29(2017)	1	現変		下宮西側、頓宮南側～小椋山北側で竹林拡大抑制のための伐採	○	
	8	き損	台風 5 号	亀山神社前イチイガシ落枝 (8 月 8 日)		
平成 30(2018)	1	現変		下宮若宮参道東側　枯損木伐採		
	8	き損	強風	若宮神社北東側のイチイガシが枝折。参道に落下 (8 月 22 日)		
平成 31 ／ 令和元 (2019)	3	現変		手水舎南側の枯損木 2 本伐採		
	9	現変		亀山神社周辺の腐朽木伐採		